

令和 8 年 古殿町農業委員会 6 月定例委員会

1 開催日時 令和 8 年 6 月 15 日 (月) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (8 人) (8 人)

会長 農業委員 8 番 水野和徳

委員 農業委員 1 番 中瀬信治

農業委員 2 番 石井利行

農業委員 3 番 遠藤光一

農業委員 4 番 我妻弘道

農業委員 5 番 荒川一寿

農業委員 6 番 水野幸栄

農業委員 7 番 根本明

推進委員 1 番 我妻由美子

推進委員 2 番 大楽良文

推進委員 4 番 矢吹三智也

推進委員 5 番 遠藤一

推進委員 6 番 水野辰芳

推進委員 9 番 瀬谷國彦

推進委員 10 番 岡部雄一

4 欠席委員 (3 人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第10号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画 (案) の諮問に対する意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢吹 淳

主事 根本 洋樹

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。

全員ご起立願います。お互いに「礼」

続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。

事務局に続いて、1 番目から 3 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。

ただいまから 6 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

○議長(会長) 『 会長あいさつ 』

○議長(会長) 出席委員は8名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
本日、推進委員3番 吉田真健委員 推進委員7番 水野光樹委員
推進委員8番 小平美香委員

より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長) 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。
農業委員1番 中瀬信治委員 、及び
農業委員4番 我妻弘道委員
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の根本主事を指名します。

○議長(会長) 議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長) 日程第 2 議案第 11 号
農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番
を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長 今月の農地法第3条の許可申請は、 1 件でございます。

【議案第 11 号 1 番 朗読後、説明】

受付番号 1番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長) ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 委員 番 委員

○ 番 委員 6月13日に農業委員の さんと譲受人の さんのお父様と私と3人で現地を確認してまいりました。譲渡人の さんは先月、先々月と申請のあった方です。農地の管理は譲受人の さんのお父様とお母様でしていくとのことです。こちらの地図を見ていただきますと田で二筆に分かれていますが図面上のとおり1筆として管理をして

いるとのことですので。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長) 日程第 3 議案第 11 号
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の諮問に対する意見決定についてを議題といたします。

○事務局長 古殿町長より農用地利用集積等促進計画の意見を求められています。

【議案書にもとづいて、内容を説明】

以上の計画要請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

○議長(会長) 本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

○番委員 番号7～9番の賃借料は有償とのことだが、いくらでの契約なのか。

○事務局根本 10アールあたり5,000円と聞いております。

○番委員 ちなみに現物で契約はできるのか。

○事務局根本 現在、現物支給は廃止となっており、現金での契約のみとなっております。

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○ 議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 11 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の諮問に対する意見決定については原案のとおり答申することに決定いたしました。

6 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 水野 和 徳

会議録署名人 中瀬 信 治

会議録署名人 浅妻 弘 道